

平成29年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月13日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第4号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第5号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	委員会報告第6号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 7	発議第1号	北朝鮮のミサイル発射及び核実験に断固抗議する決議
日程第 8	議案第51号	平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第52号	平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第53号	平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第54号	平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第55号	平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第56号	平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第57号	工事請負契約の締結
日程第15	議案第58号	物品の取得
日程第16	議案第59号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
日程第17	議案第60号	北海道市町村総合事務組合規約の変更
日程第18	議案第61号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第19	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第20	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第21	同意案第20号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第22	同意案第21号	豊頃町教育委員会委員の任命

日程第 2 3

陳情の委員会付託

日程第 2 4

休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番	中 村 純 也 君	2 番	小笠原 茂 人 君
3 番	坂 口 尚 示 君	4 番	相 澤 昌 幸 君
5 番	岩 井 明 君	6 番	欠 員
7 番	大 崎 英 樹 君	8 番	大 谷 友 則 君
9 番	藤 田 博 規 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮 口 孝 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 課 長		富 田 秀 樹 君
企 画 課 長		岩 城 光 洋 君
住 民 課 長		二 村 比 呂 志 君
福 祉 課 長		山 田 良 則 君
産 業 課 長		神 義 宏 君
施 設 課 長		越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者		佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		渡 辺 良 英 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長		佐 藤 則 仁 君
子 育 て 支 援 所 長		廣 澤 行 位 君
消 防 署 長		下 重 博 光 君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	中 川 直 幸 君
庶 務 係 長	沢 崎 真 司 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成29年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に、監査委員より、平成29年5月から平成29年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 平成29年第3回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
最初に、農業情勢等についてであります。
7月上旬に日本と欧州連合との経済連携協定（EPA）が大枠合意され、年内の最終合意は不透明なところですが、発効は2019年の早い段階との見通しが示されました。
今回の合意による農林水産業に及ぼす影響が、軽微だとは到底考えられません。政府は直ちに国内対策の検討に乗り出すとの方針を示しておりますが、米国の日本に対する市場開放圧力が強まる恐れもあり、大きな危機感を覚えるところでもあります。引き続き国及び北海道との情報収集に努め、農業協同組合並びに関係機関と連携し、農

林水産業の経営安定に努めてまいります。

さて、農作物の生育・収穫状況であります。春耕、植え付け、移植、播種作業は天候に恵まれ順調に進捗しました。6月上旬と下旬には天候不良もありましたが、7月は好天により気温も高く日照時間にも恵まれ、各作物全般の生育は順調でありましたが、8月に入り低温と日照不足により、一部作物では生育の遅れを招いている状況にあります。

まず、秋まき小麦については、昨年の天候不順により、播種作業の遅れが見られ、生育不足により一部廃耕ほ場などがみられましたが、春先以降、適度な降雨と気温が平年よりやや高く推移したことから、成熟期が平年より早くなり、収穫作業も順調に進み8月6日に収穫作業が終了しました。収量は乾麦反収11.6俵と豊作であった一昨年に匹敵する収量であり、現在、製品化調整作業を行っておりますが、製品反収10俵強が見込まれているところであります。

次に甜菜は、移植作業が順調に終了し、草丈は平年並み、葉の数・根周は平年を上回っており、また、直播においても移植と同様、順調に生育し、平年以上の収量が期待されております。

馬鈴薯については、植え付け作業は順調に進み、干ばつ傾向により茎長は軟弱徒長で一部倒伏も見られ、いもの大きさは平年より小ぶりであるものの、一株の数量は多く平年並みの収量が、期待されるところであります。

豆類は、小豆・金時は播種後の低温や開花後の日照不足等により、生育の遅れがありますが、その他豆類の生育は順調であり、莢数は小豆・金時を除き平年を上回る状況にあります。

野菜類は、大根については、反収6.2トンと平年並みであります。消費の伸び悩みから販売価格が安く、今後の市場価格の上昇に期待するところであります。

また、スイートコーンは7月の高温により生育が良好で、収量も平年を上回ることが予想されております。

飼料作物では、牧草の一番草の収穫は順調に進み、品質並びに栄養価は平年以上、収量は平年並みとなっております。二番草についても一番草収穫後、天候に恵まれたことから生育も順調であります。

また、デントコーンについては、5月の播種作業を順調に終え、7月初旬までは、干ばつ傾向により生育が停滞気味でしたが、適度な雨と高温により、平年を上回り順調に生育しており、良質な粗飼料の収穫が期待されるところであります。

次に畜産関係ですが、生乳生産では、前年度7月下旬まで出荷量が伸長していたことから、前年実績割れをしておりましたが、8月に入り前年実績に回復したことから、年度末までそのまま推移することを期待しております。

黒毛和種の素牛価格は、年度当初から高値で推移しておりましたが、7月・8月と前年を若干下回る状況となっております。府県肥育生産者を中心に夏場の輸送ダメージの懸念と肥育出荷牛舎に空きが無いことが要因と考えられ、今後の回復が期待される所であります。

また、5年に一度の全国和牛能力共進会が9月7日から11日まで宮城県仙台市で開催され、本町から安藤誠さんの「さくらりゅう」が、北海道代表として出陳し、第7区総合評価群種牛部門7位の成績となり、今後一層の活躍が期待されます。

畑作物については、今後、収穫期に向けた確な病虫害対策などにより収量確保に努めていただき、収穫の最盛期を迎えられるに当たり、農作業事故に十分留意いただきたいと思う所であります。

次に、本町のさけ定置網漁であります。8月30日に丘網の設置を予定しておりましたが、台風の影響を避けるため9月4日から網入れを行った所です。

秋さけ来遊予測では、本町沿岸を含むエリモ以東西部海域においては、前年に比べ24.3%下回る約125万尾と昨年をさらに下回る厳しい予測となっております。9月4日の水揚げ開始から近年にない低調な水揚げが続いておりますが、今後、予測を覆す豊漁を期待し、最盛期を迎えるさけ定置網漁の安全操業を願う所であります。

例年、台風等により海岸流木が発生した場合、海岸管理者である、帯広開発建設部、北海道建設管理部により処理が実施される所ですが、さけ漁期中の処理体制を万全にするため、本町においても一時堆積に係る予算措置を提案した所です。

また、大津漁港の船揚場嵩上げ等の工事は順調に進捗しており、本年度中に一部供用が開始される予定となっております。

次に、スポーツ大会の活躍状況でございます。

小学生をはじめ町民が活躍した各種スポーツ大会の結果と今後の予定について御報告いたします。

(1) 豊頃小学校陸上少年団全道大会出場は、6月18日に行われた第35回北海道小学生陸上競技大会十勝予選会におきまして、豊頃小学校6年生男児が男子砲丸投げで、同4年生男児が男子走り幅跳びで、それぞれ2位に入賞し、7月16日・17日に室蘭市で開催されました、第33回全国小学生陸上競技交流大会北海道予選会に出場し、全力を尽くしましたが、入賞には至りませんでした。

(2) 豊頃野球少年団豊頃ドリームズ全道大会出場は、7月1日・2日に行われた第46回全道少年野球大会十勝支部予選でブロック優勝して8日の代表決定戦に進み、惜しくも準優勝となりましたが、8月5日から札幌市で開催されたホクレン旗争奪第35回北海道少年軟式野球選手権大会への出場権を獲得し、本町の野球少年団としては20年ぶりの全道大会出場となりましたが、今大会の優勝チームと1回戦で対

戦し、健闘むなしく敗退となりました。

また、小学5年生以下が出場する第33回道新杯全十勝少年野球交流大会兼第24回全道少年軟式野球選抜大会十勝支部予選が、8月11日・12日に本町及び浦幌町を会場に行われ、投打に圧倒した豊頃ドリームズが初優勝を飾り、9月16日から札幌市で開催される全道選抜大会への出場権を獲得いたしました。

8月の全道大会出場に続く快挙であり、選手の皆さんには、日ごろの練習の成果を存分に発揮し納得のいくプレーをしてほしいものと願っているところであります。

(3) 豊頃中学校女子ソフトボール部全道大会出場は、9月2日・3日に音更町で第11回会長杯争奪中学生ソフトボール大会秋季大会が開催され、9月23日から石狩市で開催される第26回ミズノ旗争奪北海道中学校女子ソフトボール大会への出場権を獲得いたしました。

部員9人の少数精鋭のチームですが、北海道大会ではチームワークを生かして頑張してほしいと願っております。

(4) 豊頃塁球倶楽部全国大会出場は、7月15日・16日に札幌市で開催された第22回全日本レディースソフトボール大会北海道予選会において、豊頃塁球倶楽部が見事優勝し、2年連続7回目の全国大会出場を果たしました。

9月9日から埼玉県鴻巣市で開催された全国大会では、1回戦で地元埼玉県代表チームに1対ゼロで勝利。2回戦は長野県代表チームと対戦し、2対3で善戦及ばず敗退となりましたが、選手の皆さんの健闘をたたえたいと思います。

また、議員の皆様にも御支援いただきましたこと、感謝申し上げます。

(5) 高松宮賜杯第61回全日本軟式野球大会I部出場は、本町の社会人が加入する軟式野球チームが、7月22日・23日に行われた、高松宮賜杯第61回全日本軟式野球大会I部北北海道予選に十勝支部代表として出場し、見事に優勝を飾って9月22日から秋田県能代市をメイン会場に開催される全国大会に出場することになりました。

町外の野球チームではありますが、メンバーの半数が本町の社会人であり、全国での活躍を期待するものであります。

以上、6件のスポーツ大会結果と今後の予定を報告いたしました。日ごろから厳しい練習を重ね、大きな目標に向け努力した選手の皆さん、熱心に指導されている指導者や保護者・関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げますとともに、今後の更なる活躍を御期待するものであります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これ、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第3号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 平成29年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成29年9月8日。

3、調査の経過。

(1) 平成29年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成29年9月6日招集告示のあった平成29年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月8日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 平成29年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月22日を会期最終日とすることとし、9月20日の本会議3日目の開議時刻を午後2時とすることで日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成29年第2回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの3件とし、その他1件については、議員配付にとどめるものとした。

ウ、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

エ、同意案第20号（豊頃町公平委員会委員の選任）及び同意案第21号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月13日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第4号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第4号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 委員会報告第4号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 小中一貫教育の実践校について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成29年7月6日から同月7日まで。

4、調査の経過と結果。

道内の小中一貫教育実践校及び開校予定自治体の調査を実施した。

(1) 中標津町立計根別学園。

本学園は、中標津市街から西へ約15キロメートルの計根別地区に、平成27年4月に開校した。開校前、当地区には建設から40年以上が経過した小学校、中学校があり、平成22年に「学校の老朽化による建替えの要望」が地域から出されたことをきっかけに、小中一貫校の検討が始まった。翌年には学校建設の検討を進めるため、「計根別小中学校増改築事業建設準備委員会」を設置し、同年に基本設計をまとめた。平成24年には、「計根別小中一貫校準備委員会」を設置し、開校に向けて学校名、校歌、校章、校旗、開校式等の検討がなされ、平成27年4月に小中一貫校を開校し、翌年には義務教育学校へ移行している。

校舎は、旧計根別中学校敷地に建設され、木造2階建ての建物に、普通教室9、特別支援教室2のほか特別教室、体育館、グラウンド等が整備されている。総事業費は約23億5,000万円で、財源には国庫補助金、地方債を充当している。

小中一貫校から義務教育学校への移行は、9年間の教育課程を6・3制から4・3・2制の3期とし、小・中学校を一つの学校として教育目標や目指す子ども像を共有し、異学年交流を積極的に取り入れることで、教職員、PTA、地域が一体となって子どもの成長を支援している。

また、中標津町では、平成32年度から町内全小・中学校での小中一貫教育の導入に向けた調査研究も進められている。

(2) 白糠町立義務教育学校。

白糠町は、平成30年4月に庶路地区において義務教育学校を開校するための準備を進めている。当地区の小学校、中学校は、白糠市街から東へ約5キロメートル、太平洋沿岸から約1キロメートルの場所に位置し、周辺には公立の保育園及び幼稚園がある。

いずれの学校も建設から30年以上が経過し、耐震補強の必要性から実施計画を策定したが、東日本大震災後に発表された津波想定水位が上昇したことから、高台への移転改築に計画を変更し、合わせて保育園及び幼稚園を認定こども園として移転する施設一体型校舎建設計画が平成24年度に構想された。平成27年には、「義務教育学校開校準備委員会」を設置し、開校に向けて学校名、校歌、校章、学校経営等が

検討されている。

校舎は、庶路地区高台の森を造成して建設され、鉄筋コンクリート造3階建ての建物に、普通教室9、特別支援教室6のほか特別教室、体育館、グラウンド、認定こども園の保育室、子育て支援センター等が整備される。また、庶路地区の防災拠点の機能を備えるため、備蓄庫、発電機等も整備される。総事業費は約48億円で、財源には国庫補助金、地方債を充当している。

白糠町では、義務教育学校の開校に合わせて町全体で小中一貫教育の開始を目指しており、白糠地区、庶路地区、茶路地区には小・中学校が各1校であることから、町独自の教育である「ふるさと教育」を充実する観点からも、小学校と中学校の学びの連携と連続性の強化を進めるものである。

この間、平成25年に「小中一貫教育カリキュラム編成会議」を設置し、町が求める15歳の子ども像や「ふるさと教育」9年間を基軸としたカリキュラムの検討が進められ、各学校区に小中一貫校の開設に向けた検討を進める「小中一貫教育校開設準備委員会」が設置され、各委員会の総合調整を図るための会議も開催している。

また、庶路地区は義務教育学校、白糠地区は小学校と中学校が異なる施設分離型、茶路地区は小学校と中学校が既に一つの校舎であるため施設一体型と3種類の形で小中一貫教育が進められることから、教育上の成果と課題も明らかになるものと思われる。

5、まとめ。

本調査では、校舎の老朽化、建替えをきっかけとする小中一貫校の検討経過や教育の実践等について調査した。

両町に共通していた点では、町が求める子ども像を描き、子どもを育むために必要な校舎や教育活動を展開するために、小中一貫校、小中一貫教育、さらには義務教育学校を選択したという点である。また、教育行政、教職員、PTA、地域が互いに連携協力できる体制づくりを進めるために、計画段階から情報共有を積極的に進め、町全体の義務教育のあり方も並行して検討されている点である。

また、小・中学校両方の教員免許の保有を原則とする義務教育学校における教員の確保では、養成課程や教員人事などにおいて課題があることも分かった。

本町においては、豊頃中学校が建設から40年以上経過し、建替えの検討が始められているが、報徳のおしえを基盤とする町が求める子ども像を教職員、PTA、地域が共有し、地域一体となった学校づくりの機会ととらえ、災害時には学校が地域の避難所としての役割を担ってきたことなど、様々な課題を調整しながら必要な検討が進められることが重要であるとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第5号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第5号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第5号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 再生可能エネルギーによるまちづくりについて。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成29年7月13日から同月14日まで。

4、調査の経過と結果。

再生可能エネルギーによるまちづくりを行う自治体の調査を実施した。

(1) 下川郡下川町。

下川町は、人口3,383人(平成29年4月1日現在)、面積の約88%が森林に囲まれた町で、昭和28年に1,221ヘクタールの国有林を取得したことを皮切りに、森林によるまちづくりを進めている。

昭和30年代には、町有林に毎年50ヘクタール植林し、60年間育林したのち伐採する循環型森林経営を樹立し、原木の安定供給と雇用確保を図っている。

伐採した原木は、製材として国際的森林認証である「FSC森林管理認証」を取得することで、地域材「しもかわ産材」の普及をはじめ、おが粉、葉、林地残材にいたるまで余すことなく利用されている。

林地残材等は、木質原料製造施設でチップ化し、町内11基の木質バイオマスボイラーの燃料に使用され、ここからの熱(温水)を役場庁舎、学校、温泉等30施設に

供給している。これにより公共施設の熱需要の64%を賄い、エネルギー自給と低炭素化を進めている。

また、下川市街から東へ約12キロメートルの一の橋地区では、超高齢化対応社会モデルとして町が策定した「一の橋地区バイオビレッジ構想」により、木質バイオマスボイラーから地区内公共施設、集住化住宅（26戸）などに熱供給を行うとともに、地域おこし協力隊がこの地区に居住しながら、地域食堂の運営、誘致企業での植物栽培、高齢者支援などの活動を行っている。

これらは、平成20年のバイオマスタウン構想策定から国の「環境モデル都市」への認定、平成23年の「環境未来都市」構想策定から国の「環境未来都市」への認定と、町が中心となって将来のまちの姿を描き、住民に示してきたものである。

（2）苫前郡苫前町。

苫前町は、人口3,208人（平成29年4月1日現在）の町で、日本海沿岸地域特有の「強風」を有効な資源ととらえ、風力発電事業をまちづくりの一環として進めている。

町は、平成7年から平成8年に実施した風況調査において、風力発電施設の立地に日本有数の最適地であるとの結果が出されたことから、平成10年から3年間で夕陽ヶ丘地区に3基の風車を建設した。総発電出力は2,200キロワットで、風車のライトアップに使用する電力を除き、全量を売電している。総事業費は約7億円で、財源には新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等からの補助金、地方債を充当している。

また、風況調査の結果から、平成10年及び平成11年に民間企業2社を誘致し、上平地区の町営牧場内に風車39基、総発電出力5万600キロワットの大規模風力発電施設が建設された。

これらの完成により、環境問題に取り組む「風のまち」としてのまちづくりや風車自体がもつ景観の魅力を生かした観光が進められている。今後は、現在進められている風力発電から水素を製造する実証試験、水素燃料の活用など地産地消エネルギーによる循環型社会の構築を目指している。

5、まとめ。

本調査では、再生可能エネルギーによるまちづくりを進める自治体の取組経過と課題等について調査した。

両町に共通していた点では、生産性の低かった「森林」や価値がなかった「強風」といったマイナス面を資源ととらえ、町が主体になって再生可能エネルギーとして活用し、まちづくりの柱というプラス面に発展させている点である。また、再生可能エネルギーによる更なる循環型社会の構築に向けては、再整備費用や採算面などの課題

もあることが分かった。

本町においては、飼育頭数の拡大や飼養形態の変化による家畜ふん尿の適切な処理や、鳥獣被害対策及び河川氾濫対策として有効と見込まれる河畔林の伐採及び流木の除去という課題に対し、町の魅力向上につなげるためにも、まちづくりの視点から木質バイオマスボイラーの導入や家畜ふん尿バイオマスプラントの検討を進めるべきであるとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第6号

●藤田議長 日程第6 委員会報告第6号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第6号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成29年8月25日。

4、調査の経過と結果。

(1) 農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月25日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の10圃場9作物について一圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や、病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて

て説明を受けた。

本年は、4月上旬から5月上旬にかけて天候に恵まれ、馬鈴薯の植付作業やてん菜の移植作業、豆類のは種作業は平年より早く終了し、その後も好天により順調に生育している。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、病害の発生は少なく、根部の肥大も進んでおり平年以上の収量が見込まれる。馬鈴薯については、6月の日照不足により茎長が軟弱徒長し、一部圃場では倒伏が見られるものの、病害虫はほとんど見られず平年並の収量が期待される。豆類は、5月後半の日照不足や6月後半の低温により生育の遅れがあったが、7月の高温により回復が見られ、平年並の収量を期待できる状況である。

牧草については、一番草の収量は平年並であったが、二番草は小雨の影響により生育がやや緩慢である。デントコーンは、草丈・葉数が平年を上回っており、平年以上の収量が見込まれる。

なお、現地調査は行わなかったが、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、6月の日照不足による影響が懸念されたが、その後の高温により平年を上回る収量となった。

調査時点での状況は以上のおりであるが、今後の台風等により作物への影響が懸念されるところである。特に、昨年の大雨の影響により河川の流下能力の低下が懸念される。

また、今後においては、病害虫による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備対策により、安定的な収量確保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるにあたり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導を徹底されたいなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は、報告済みとします。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第7 発議第1号北朝鮮のミサイル発射及び核実験に断固抗議する決議の件についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 発議第1号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上中村純也、同上相澤昌幸。

北朝鮮のミサイル発射及び核実験に断固抗議する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

北朝鮮のミサイル発射及び核実験に断固抗議する決議。

8月29日、午前5時58分頃、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が、我が国の北海道、襟裳岬の上空を通過する形で弾道ミサイルを発射し、9月3日には2016年9月9日以降、6度目となる核実験を強行した。

我が国をはじめとする国際社会が、北朝鮮に対し再三にわたり強くミサイル発射の自制を求めてきたにもかかわらず、何ら事前の通報や落下水域への警告もなく、我が国上空を飛び越えて太平洋上に着水したことは、航行する航空機や船舶の安全確保の観点からも極めて問題がある行為であり、さらには弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務付けた国連安全保障理事会決議を無視する違反行為、核実験の強行により我々の脅威は一層高まり、我が国のみならず東アジア地域全体の平和と安定が脅かされた、許しがたい暴挙である。

よって、「平和非核宣言」「戦後50年にあたっての平和宣言」をした豊頃町の議会としては、たび重なる北朝鮮のミサイル発射及び核実験に対し、町民の生命の安全・安心、財産の保護に対する極めて憂慮すべき事態であることから嚴重に抗議するとともに、国連安全保障理事会決議、日朝平壤宣言に反する極まりない行為は国際社会の平和と安定を脅かすものであり、これ以上繰り返すことのないよう当該宣言を遵守し、誠実かつ確実な措置を実行するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月13日、豊頃町議会。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第51号

●藤田議長 日程第8 議案第51号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

富田総務課長。

●富田総務課長 議案第51号平成29年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,922万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億322万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から説明いたします。

12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、産業医の報酬15万円を追加。3目財産管理費に、公有財産購入費、積立金、計783万3,000円を追加。7目企画費に、定住促進賃貸住宅建設事業補助金など2,394万2,000円を追加。9目電算情報管理費に、システム整備業務委託料など297万8,000円を追加するなど、計3,490万3,000円を追加。4項選挙費において、町長選挙費298万5,000円を減額。

16ページになります。3款民生費、1項社会福祉費において、4目障害者福祉費に、国庫支出金等精算返還金など215万5,000円を追加するなど、計265万7,000円を追加。2項児童福祉費に、児童手当負担金返還金51万7,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、6目し尿処理費に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金など計299万6,000円を追加。

18ページになります。2項簡易水道費に、特別会計繰出金397万2,000円

を追加。

5款農林水産業費、1項農業費に、農道・明渠維持補修費280万円を追加。2項畜産業費において、単独で実施予定の町有牧場草地更新事業が、国の補助対象となり公社営事業で行うこととなったため、1目畜産業費を減額し、2目公社営事業費を追加するなど、計10万8,000円を減額。

20ページです。4項水産業費に、流木等処理委託160万円、水産多面的機能発揮対策事業負担金150万円など390万3,000円を追加。

6款商工費、1項商工費において、2目観光費に冬季観光施設駐車帯整備工事費324万円を追加するなど、計595万8,000円を追加。

22ページ、7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除雪機械購入整備費用として262万円を追加。3目道路新設改良費で事業費見直しにより350万円を減額。計88万円を減額。5項施設費において、公園施設管理費など139万3,000円を追加。

24ページ、6項公共下水道費において、特別会計繰出金100万円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に15万9,000円を追加。2項小学校費において、校舎等修繕料など計130万6,000円を追加。

26ページ、3項中学校費に扶助費7万2,000円を追加。5項保健体育費において、2目体育施設費にクライミングウォール監視業務委託、町民プール燃料費など101万2,000円を追加するなど、計156万2,000円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容ですが、これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に1,590万1,000円を追加。2項固定資産税に2,850万円を追加。

13款国庫支出金、2項国庫補助金に253万5,000円を追加。

14款道支出金、2項道補助金に200万円を追加。

16款寄附金、1項寄附金にふるさと振興寄附415万3,000円を追加。

19款諸収入、5項雑入に介護保険特別会計繰出金精算返還金313万6,000円を追加。

10ページ、20款町債、1項町債に、1目総務債に定住促進等住宅取得事業600万円を追加。5目土木債で社会資本整備総合交付金事業（道路）300万円を減額。

以上が、歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条、地方債の補正では、4ページ、第2表地方債補正をごらんください。過疎対策事業における既定の限度額に300万円を追加し、2億6,360万円

に改め、地方債限度額の総額を5億995万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 16款寄附金。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 ふるさと応援寄附金についてお伺いいたします。

この寄附金は、近年、だんだん積み上がってきましたけれども、この使い道について、何か特別な状態を指定して使おうとしているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

●藤田議長 答弁。暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

●藤田議長 答弁、岩城企画課長。

●岩城企画課長 御答弁申し上げます。

現在のところ、用途につきましては、確たるもの、計画等はございません。積み立てている最中でございます。

今後につきましては、いただいたふるさと納税の使い道について考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 今後も積み上がってくる予定というものは立てているのだろうと思いますけれども、この部分については一般財源にただ入れてしまったら、その目的がぼやけてしまうというふうに思います。やはり、何か教育振興に使うとか、まちづくりの特別なものを使うとかというふうに考えていかないと、一般財源に入れてしまえばやけてしまうというふうに考えますので、ぜひとも考えていくべきではないかと思っておりますけれども、町長のお考えを。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきますけれども、ふるさと納税につきましては、ふるさと納税と、また、もう一つまちづくり基金がございますので、そちらのほうに今、積み立てしております。

来年からいよいよ本格的に始まります旧はとやの改修後にそこに立ち上げた商社等々について、いろいろな事業展開が予想されますので、その節にはまた予算に組み入れまして、用途を発揮したいというふうに思っております。

現在の段階では、まだ少額ですけれども、しっかりと基金に積んでおきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 しっかりした目的を持たないと、やはり財源としては大変皆さんの浄財をいただいているものですから、ぼやけてしまっては何にもならないと思いますが、再度お答え願います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今までもそういった目的だとか、まちづくりで寄附をいただいております。寄附をいただいた場合については、あくまでもそれなりの目的基金に積んでおりますので、まちづくりの事業が発生した段階は、そこから浄財として使っていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

19款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 6 ページ、2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項畜産業費。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 0 ページ、4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款土木費、2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 6 ページ、3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

7 番大崎議員。

● 7番大崎議員 ページ数では13ページに戻りますが、7目の中の定住促進等住宅取得補助金ということで6棟、合わせて3棟14戸とあります。これについての補正なのですが、ここで説明いただきたいことは、どこにどのような日程で計画されているのかという、ちょっと説明をもう少しいただけますか。

● 藤田議長 岩城企画課長。

● 岩城企画課長 お答えいたします。

定住促進等住宅取得補助金6棟のほうでよろしかったでしょうか。

それらについては、自分でお家を建てられる、あるいは中古住宅を取得する方々に交付している補助金でございますので、どこにどのようにという部分については、計画主体が町ではなくて個人なものですから、特定できないというのが現状です。

● 藤田議長 大崎議員。

● 7番大崎議員 それでは、予算化するためには漠然と6棟という想定で予算化するのですかということと、それから関連するのですが、3棟14戸というと集合住宅という理解でよろしいですか。そのものが、もしあるであろうという予測ではちょっと予算化するには何か資料がというか、漠然としているので、その辺を説明するためには、今の課長の説明ではちょっと町民は納得できないのではないかなと思います。もう少し具体化したものがあって、青写真があって、こういう予算を、補助金を出すのですというところをお聞きしたいのですが、もう一度お願いします。

● 藤田議長 岩城企画課長。

● 岩城企画課長 答弁させていただきます。

定住促進等住宅取得補助金のほうは、前に説明したとおり個人の住宅取得に関するものですので、現在の支出状況を見ながら補正させていただいた次第でございます。

あわせて、定住促進賃貸住宅事業補助金につきましては、事業の募集を行った結果がございます。3人の方から3棟14戸の住宅の計画が上がってきてございます。6月の補正におきまして、1棟6戸の予算を補正させていただいた次第であります。その不足分につきまして2棟8戸になります、それらについての面積をはじき出して今回出した補助金1,788万円を補正させていただいた次第で、2棟8戸分ということで、町有地で2棟、民有地で1棟を計画してございます。

● 藤田議長 大崎議員。

● 7番大崎議員 この件についての質問ですが、極めて具体的に理解できるとは思いません。

それで、この件についての昨年度からそういうような民間業者において、指定された土地やあるいは町有地を提供して、非常に状況としては定住促進に評価されているということを私は前回の一般質問でもお話ししました。このことは宮口町長がいろいろ

と進めていく中において、非常に私は方向性が順調にいとっていると解釈しているわけです。

ですから、今後、このことについて、個人の新旧の住宅のリニューアルや新築を含めての6棟と、下のものということではありますが、このことについて私はやはりもっと状況判断して、町有地の造成やあるいは民間地を取得してといえますか、商工会の会議の中では、一部の地区はそういうふうに集合住宅が非常に密集できていい状況にあると、町なかのあいているところはどうかという希望要件があります。その辺を鑑みて、今後これらの定住促進政策をもっともっと勢いづけて進めていくという意味合いから、町長のお考えもあわせて一言いただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、課長が申し上げましたとおり、非常に希望が多いわけでありまして、特に3棟14戸につきましても、場所的には特にスーパーの周辺、あの辺は本町の宅地造成もほとんど売却されまして、今残っている空き地についても町有地がありますけれども、その辺ともう一つ古い公営住宅がございます。その古い公営住宅についても、将来についてはなかなか建てかえをしても、公営住宅法に基づいて家賃が高い、なかなかバランスがとれない。そして、今現在入っている方については高齢者が大変多いということで、できれば入っている方は現状のままで我慢したいという方もいらっしゃいますので、その辺を十分、入っている方、もしくはあの辺の環境整備をして民間でその土地を求める場合については、行政も積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。

また、もう1件については、自分で栄町、末広町のほうに土地を持っている方で、その方が自分でそれなりのアパート的なものを建てたいというような方が担当者のほうに来ております。そういう方も積極的に町が支援して、できるだけ住宅、人口をふやしていきたいというふうに考えております。

特に、豊頃のスーパーの周辺が非常に人気があるものですから、そしてなかなか茂岩市街のほうについても厳しい状況下にあるのが現状です。今、旧はとやの跡が整備されて、そして予算にも載っておりますけれども、その周辺のあいている土地を駐車場等に生かしていきながら、本町の中心であります茂岩地区の空き地対策を今後どうするか、十分考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありません

か。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号

●藤田議長 日程第9 議案第52号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書29ページをお開き願います。

議案第52号平成29年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,865万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成30年4月からの国保運営の広域化に伴う既存システムの改修及び平成28年度国庫負担金並びに療養給付費交付金の精算返還金が確定したことによる補正であります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、38ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費にシステム改修委託料として32万4,000円を追加。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に国庫支出金等精算返還金589万4,000円と、同じく療養給付費交付金精算返還金140万9,000円を追加するものです。

この歳出に要する財源として、36ページ、歳入をごらんください。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に医療給付費分現年度分730万3,000円を追加。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目国保制度関係業務準備事業費補助金に32万4,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

36ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

38ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第53号

●藤田議長 日程第10 議案第53号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書41ページをお開きください。

議案第53号平成29年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億253万1,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、一般介護予防事業評価事業及び生活支援体制整備事業における事業費の追加と、平成28年度国庫支出金並びに一般会計繰入金金の精算返還金が確定したことによる補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、50ページ、歳出から御説明いたします。

3款地域支援事業費、2項、1目一般介護予防事業費に郵便料9万円を追加。同じく3款、3項包括的支援事業・任意事業費、3目生活支援体制整備事業費に委託料として17万7,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に国庫支出金等精算返還金397万円を追加。同じく5款、2項繰出金、1目一般会計繰出金に、一般会計繰入金精算返還金313万7,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、48ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)に過年度分として2,000円を追加。

5款、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金に過年度分として14万4,000円を追加。

8 款、1 項、1 目繰越金に前年度繰越金として 7 2 2 万 8, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

4 8 ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

5 0 ページをお開きください。

3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第54号

●藤田議長 日程第11 議案第54号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田福祉課長。

●山田福祉課長 それでは、補正予算書53ページをお開き願います。

議案第54号平成29年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,615万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、豊頃医院修繕料の増によるものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、62ページ、歳出から御説明いたします。

1款、1項医院費、1目医院管理費に修繕料として73万5,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、60ページ、歳入をお開きください。

3款、1項、1目繰越金に前年度繰越金73万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

62ページ、1款医院費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 歳出の医院管理費の中の需用費、修繕料とあります、73万5,0

00円。今回提案されているものですが、この修繕料というのはどの部分であるかということで説明お願いできますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答え申し上げます。

今回、修繕料として補正させていただきましたものは、今、豊頃医院にあります火災通報装置、これが実は2階の昔の看護師の詰所にその装置がついているのですが、消防等との指摘から、常に人がいるところに移設しなさいということで、それらの移設経費としてまず1点。それと、医院の外壁が一部浮き上がっているところがありまして、幸い人が通らないところなのですが、そういったものを一部修繕するというので、その2点を今回の修繕料として上げさせていただいております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの説明の中で、医院の2階ということでありましたね、火報が。それで、現在の豊頃医院の2階というのは、現状はどうなっていて、どういう用途で使用しているかというところの説明をちょっといただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 お答えいたします。

2階は当初、入院用ということで開設しておりましたが、今は入院の患者をとっていないということで、実際何も使われていないのが現状であります。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 それと火報の関係というのは、何も使われていないから火報が消防法の関係で取りつけを変更しなければいけない、そのための補正予算ですよという意味で捉えたのですが、そうであれば、やはりこのことが消防法に抵触するのであれば、昨今それに気がついてそういう指導を受けているということは、ちょっと理解できない。以前から今使っていないという、全く施設が使われていないという状況下であって、その辺でなぜ急にこういうものが指導されたのかなというところの疑問があるわけですね。その辺の経緯についてちょっと説明いただけますか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 その点につきましては、この火災通報装置につきましては、火災等が発生しましたらボタンを押すとすぐに消防に直結する装置であります。これにつきましては、1番人がいるところということで、当初は2階の看護師の詰所のところにつけておりましたが、現在、余り人がそのところに行かないものですから、常に人がいる事務所のほうに移設するというので、それについて消防のほうではことし消防の点検がありまして、その中でそういったことにさせていただきたいということで、こちらのほうにそういった報告がありましたので、それに合わせて早急に手だてを講

じたいということであります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

8番大谷議員。

●8番大谷議員 今の説明ですと、常時いなければならないところにつけるといことですが、事務所にしても夜間はいないのではないのでしょうか。

●藤田議長 山田福祉課長。

●山田福祉課長 要するに、病院が開いている間に人がいるところ、そういったときに、あくまでも人がいてボタンを押すものとなっておりますので、そういったことで人が常にいるところということであります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第55号

●藤田議長 日程第12 議案第55号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書65ページをお開き願います。

議案第55号平成29年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,937万2,000円と定めるものであ

ります。

本補正予算は、主に住宅の新築予定地に水道管を布設するものと、浄水場の施設維持管理のためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により、74ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に、簡易水道一般経費に本管布設工事請負費150万円、簡易水道施設維持補修費に二宮浄水場の開閉設備改修など247万2,000円を追加し、合わせて397万2,000円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、72ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金397万2,000円を追加するものでありますので、よろしく御審議お願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

72ページをお開きください。

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。

1款総務費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 これもちよつと説明をいただきたいと思うのですが、工事請負費、これは管布設工事になります。それは今、住宅計画のためにそこに布設をしますという理由ですね。これは理解します。であれば、本町のどの地域にどのような内容なのかということをつけ加えて説明いただけますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御説明いたします。

既定の予算で当初みていた部分が、ちょうど、ことし中央区のほうで使用してしまいましたことにより、また、もし追加等があった場合に早急に対応できるようにということで用意しておくものでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 そうすると、中央新町地区という理解でいいですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 当初予算でみていたお金を中央新町のほうで使用してしまいました

ので、それに伴いまして残額がなくなったことにより、急遽追加で出てきた場合のためにとっておくという予算でございます。

結局、急遽水道本管を設置してほしいという話がきた場合に、早急に対応してあげなくてはならないものでございますので、そのためにとっておくものでございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 1番最初の説明が、中央新町で予定した金額があったのですが、それを使いましたよと、それで今度どこか出るからこのものについて予算化しますというのがこの金額ですよという理解でいいのか、それとももう少し工事費ということになれば管の布設ですから、項目がどうであろうと、今後この辺にあり得るのだよと、ここが新しい住宅計画をしているから、そのために今回補正かけましたというのであれば、何となく説得力があって理解しやすいのだけれども、よっこしておきましょうと、そのためにとっておくのですという補正予算では、ちょっと生きた予算にはならないと私は解釈したのだから、そういう意味です、質問したのは。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 通常、工事修繕費等については、年間経費として豊頃町の工事費の、工事発注ではなくて、全体的な発注前の小金額の修繕等に出てくるものについては、年間大体このくらいと予算の範囲内でできます。それがたまたま中央区のほうで使ったのが最後になりましてもう残がないものですから、これから冬期を迎えて万が一そういった事故等が出た場合については即直して上げたい、特に一般的な会計予算、金があっても予算がないと修理できないものですから、必ず工事費等については余裕を持った予算の組み方をしておりますので、御理解していただきたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第56号

●藤田議長 日程第13 議案第56号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 御説明いたします。補正予算書77ページをお開き願います。

議案第56号平成29年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,993万4,000円と定めるものであります。

本補正予算は、大津下水浄化センター発電施設の改修及び配水管公共ますの修繕を実施するためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により、86ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費において、需用費、管渠管理費など100万円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、84ページ、歳入について御説明いたします。

4款繰入金において、一般会計繰入金100万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

84ページ、4款繰入金。

（質疑なし）

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

86ページをお開きください。

1款総務費。

（質疑なし）

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで、昼食のため休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第57号

●藤田議長 日程第14 議案第57号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案書1ページをお開き願います。

議案第57号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、豊頃町まちなか活性化拠点施設整備工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、工事名。豊頃町まちなか活性化拠点施設整備工事。

2、契約の方法。指名競争入札であり、8月23日に執行しています。

3、契約の金額。5,680万8,000円。(うち消費税等相当額420万8,000円)。

4、契約の相手方。帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役、曾根啓介。

以上でありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

●藤田議長 日程第15 議案第58号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案書3ページをお開き願います。

議案第58号物品の取得について御説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量。スクールバス（乗車定員29名）、1台。

2、取得の目的。スクールバスの更新。

3、契約の金額。729万円。（うち消費税等相当額54万円）。

4、契約の方法。指名競争入札であり、8月23日に執行しております。

5、契約の相手方。帯広市西19条北1丁目1番10号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう帯広支店、支店長、比留間功。

6、納入期限。平成30年3月30日。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号・議案第60号・議案第61号

●藤田議長 日程第16 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第17 議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第18 議案第61号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第59号、議案第60号及び議案第61号について一括して提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第61号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、一括して説明申し上げます。

本3案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合を組織する組合組織団体の事務及び構成の変更に伴い改正するものであり、「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に、「江差町ほか2町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」にそれぞれ名称変更することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部、北海道市町村総合事務組合規約の一部及び北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定に基づいて関係市町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第59号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議案第60号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第1号及び諮問第2号

●藤田議長 日程第19 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第20 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第1号及び諮問第2号について、一括して提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員の現職であります鳥宮慶法氏について再任いたしたく、人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

任期は平成30年1月1日から平成32年12月31日、3年間でございます。住所、氏名はここに記載されているとおりでございます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本年12月31日をもって任期満了となります現吉村委員の後任として中野稔氏を人権擁護委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

任期は平成30年1月1日から平成32年12月31日までであります。

以上でありますので、御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時13分 休憩

午後 1時14分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時15分 休憩

午後 1時16分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第2号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第20号

- 藤田議長 日程第21 同意案第20号豊頃町公平委員会委員の選任についてを議

題とします。

大谷友則議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になっておりますので、退場を求めます。

(大谷議員退場)

●藤田議長 本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第20号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

現職であります河原葉子委員から、本年9月30日付で辞職したい旨、辞職願の提出があったため、後任として大谷美勇子氏を豊頃町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は前任者の残任期間であります平成31年8月11日までです。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第20号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第20号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩中に大谷議員は入場し、議席に着席)

午後 1時19分 休憩

午後 1時19分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 同意案第 21 号

●藤田議長 日程第 22 同意案第 21 号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第 21 号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

平成 29 年 9 月 30 日で任期満了となります前川啓一委員の後任として長濱竜一氏を豊頃町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までであります。なお、住所、氏名はここに記載されてあるとおりでございます。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第 21 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 21 号は、同意することに決定しました。

◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第 23 陳情の委員会付託を行います。

本日までには受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。
陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号、11。受理年月日、平成29年8月25日。件名、適正な地方財政計画の策定を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、12。受理年月日、平成29年8月25日。件名、道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、13。受理年月日、平成29年8月25日。件名、教職員の長時間労働是正を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合、会長、川崎勝巳。付託委員会、総務文教常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第24 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月14日から同月18日までの5日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月14日から同月18日までの5日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員